

○すむなら葛城市住宅取得事業補助金交付要綱

平成26年9月29日

告示第179号

(目的)

第1条 この告示は、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、市内において自ら居住する住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、すむなら葛城市住宅取得事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、葛城市補助金等交付規則(平成16年葛城市規則第30号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 新築住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物であり、市内で新築され居住の用に供される住宅をいう。
- (3) 中古住宅 市内に存する、居住の用に供されたことのある住宅であって、建築されてから10年を経過していないものをいう。
- (4) 取得 新築又は売買により住宅の所有権を得ることをいう。
- (5) 補助対象住宅 補助金の交付の対象となる住宅をいう。
- (6) 補助対象者 補助金の交付の対象となる者をいう。
- (7) 申請者 補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (8) 申請者世帯 申請者と同居する同一世帯をいう。
- (9) 子育て加算金 申請者世帯が補助対象住宅を居住の用に供した(葛城市に転入又は転居、建替えて入居した)時点において、0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象とし、その人数に応じて補助金に加算して交付される加算金をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 平成26年10月1日以後に取得したものであること。
- (2) 居住する部分の延床面積が55平方メートル以上であること。
- (3) 不動産(住宅)の登記がなされていること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者であること。
- (2) 申請日現在において、申請者世帯に属する全ての者が市税等(転入を予定している者にあつては、前住所地における市町村税等)を滞納していないこと。
- (3) 第7条の規定による事業完了報告書の提出日において、補助対象住宅を居住の用に供している(葛城市に転入又は転居、建替えて入居している)者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (5) 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第6条に規定する措置を受けない者。

2 補助対象住宅が共有名義の場合は、共有者のうち1人を補助対象者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げる住宅の種別に応じ、同表の右欄に掲げる補助金の額とする。ただし、補助金の交付は、住宅を取得する補助対象者に対して1回に限るものとする。

種類	住宅の種別	補助金の額
補助金	新築住宅	20,000円
	中古住宅	10,000円
加算金	子育て加算金	対象者1人につき10,000円 上限額30,000円

(交付申請)

第6条 申請者は、住宅取得事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請できる期限は、本告示の施行日以

後の住宅の取得に係る登記原因の日から起算して1年以内とする。

- (1) 位置図
- (2) 納税証明書(原本:申請者及び申請者と同一世帯に属する全ての者)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(事業完了報告)

第7条 申請者は、当該事業が完了したとき(申請者が交付申請を行った住宅を取得し、居住の用に供したとき)は、速やかに、住宅取得事業補助金事業完了報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて事業完了の日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、事業完了の日において申請者と同一の世帯に属する者に妊娠中の者がいる場合は、出生届を提出した日をもって事業完了の日とする。

- (1) 住民票の写し(原本:申請者及び申請者と同一世帯に属する全ての者)
- (2) 住宅の登記簿謄本の写し
- (3) 建築確認検査済証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による事業完了の報告があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、住宅取得事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅取得事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のすむなら葛城市住宅取得事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助対象住宅を取得した者に適用するものとし、同日前に補助対象住宅を取得した者については、なお従前の例による。